

居場所・つどいの場の立ち上げ助成 助成団体募集要項

都島区社会福祉協議会では、区民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品をもとに、「善意銀行」を設置しています。

区内の福祉活動の推進を目的に、「善意銀行」に預託いただきましたみなさまの善意を活動し、区内の福祉活動への助成を実施しています。そのうちのひとつとして、高齢者福祉・障がい者（児）福祉・児童福祉の各分野で、地域ぐるみのたすけあい・支え合いを推進することを目的とし、令和5年度に都島区内で新たに立ち上げる事業を対象に助成を行います。

1. 払出対象 次の条件に当てはまる団体
 - ・助け合い活動を主たる目的とする複数名で構成された任意団体
 - ・新しいメンバーの受け入れを認めることができる団体
 - ・助成を受け、都島区社会福祉協議会の支援を受けて活動できる団体年度につき3事業以内に助成を行う
※すでにたちあがっている事業には払出できません
※公的な補助金、都島区社協助成金、善意銀行払出金を受けている事業、営利目的の事業には払出できません

2. 対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
 - ・新たに立ち上がった団体、または既存の団体であっても従来の活動とは別途に行なう新しい事業。
 - ・令和6年3月末までに具体的に活動が開始できることが、客観的にも見込まれる場合は、応募時点で準備段階でも可

3. 対象経費 福祉活動立ち上げに際して必要となる次のような経費
 - ・事業立ち上げのための経費(物品にかかる費用・材料費)
 - ・食材費
 - ・会場費
 - ・事業にて使用する消耗品費
 - ・立ち上げにあたって勉強会などに必要な講師謝礼

4. 払出額 1事業につき上限60,000円
※ 審査結果によっては、一部減額または、払出できない場合もあります

5. 申込方法 所定の払出申請書に、① 総会（会議）資料、② 役員名簿（最新のもの）、③ 今までの実績（あれば）を都島区社会福祉協議会事務局へ、提出してください。

6. 申込期間 4月3日(月)～11月30日(木)の期間中 随時受付

7. 選考方法 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で議決された審査基準をもとに審査を行い、払出額を決定します。なお、審査結果によっては払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
8. 決定通知 結果については、申込受付後 45 日以内に文書にて通知します。
決定通知後、所定の払出申請書を提出していただき助成金をお渡しします。事業が終了しましたら、事業完了報告書と必要資料をご提出ください。（詳細は決定団体にお知らせします）
9. 留意事項 (1) 宗教活動・政治活動を目的とするもの、営利目的とするもの、法令・公序良俗に反する活動を行っているもの、その他事務局長が貸出を不相当と判断した活動には払出いたしかねます。
(2) 結果として事業が立ち上がらなかった場合、返金を求める可能性があります。
(3) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただきます。

《申し込み・問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会

〒534-0012 大阪市都島区都島本通3丁目12番31号

電話番号 (06) 6929-9500 ファックス番号 (06) 6929-9504

ホームページ：http://www.miyakorin.com